

海外所得にかかる証明書兼申立書

記入日 年 月 日

宝塚市長 宛

保護者氏名 _____ 印

下記の海外所得の状況について、以下のとおり申し立てます。

保護者記入欄	海外所得者	氏名	ふりがな	児童	氏名	ふりがな	利用施設名	
		生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日		
	児童との続柄		父・母・他()		児童	氏名	ふりがな	利用施設名
	滞在地(国)			生年月日		年 月 日		
滞在期間		~						

①海外所得についての勤務先の証明

勤務先記入欄	派遣先(国)			給与対象年月	年1月から12月の給与	
	海外(外貨建て)給与		通貨単位	国内(円建て)給与	円	源泉徴収票等を添付してください。
	海外(円建て)給与	円	備考			
	所在地	年 月 日	(担当者氏名)			
事業所名					印 (担当者連絡先)	
代表者名					Tel: - -	

※海外給与には海外の現地法人が支払ったものや、給与の前払いとして現地通貨払いされたものなども含まれます。

②海外所得について上記①の勤務先からの証明以外に収入がある場合、その収入について上記の海外所得者の所得状況を申し立てます。

勤務先から給与証明を受けられない場合、又は(①勤務先の証明以外に収入がある場合、又は)	居住先(国)			収入対象年月	年1月から12月の収入	
	海外(外貨建て)収入		通貨単位	国内(円建て)収入	円	
	海外(円建て)収入	円	収入を得るための必要経費 ◎給与収入のみの場合、記入不要	通貨単位		
	勤務先または就労内容			備考		
	記入者氏名	年 月 日		(記入者連絡先) Tel: - - (海外所得者との続柄) 本人・配偶者・他()		

※海外収入、国内収入それぞれの金額のわかるものを添付してください。添付できない場合は備考欄にその理由を記入してください。

所得からの各種控除の適用について (該当するものに【○】、氏名等記入)

保護者記入欄	各種控除適用項目	【 】配偶者(特別)控除 (配偶者氏名: _____、配偶者の証明が必要な年の年収 _____円)(円建て)
		【 】扶養控除 ①(扶養者氏名: _____、扶養者生年月日: 年 月 日、海外所得者との続柄: _____)
		【 】扶養控除 ②(扶養者氏名: _____、扶養者生年月日: 年 月 日、海外所得者との続柄: _____)
		【 】扶養控除 ③(扶養者氏名: _____、扶養者生年月日: 年 月 日、海外所得者との続柄: _____)
		【 】障害者控除 【 】寡婦・寡夫控除 【 】その他()
		【 】☆生命保険料控除 【 】☆社会保険料控除 【 】☆地震保険料控除

※配偶者(特別)控除について証明が必要な年に配偶者の収入が無かった場合は、年収「0」円と記入ください。

※障害者控除の適用を受けるためには障害者手帳の写しが必要です。

※☆の控除の適用を受けるためには支払い証明等の添付が必要です(本人と扶養者の名義のものに限る)。

※その他控除の種類によっては支払い証明等の提出を求めることがあります。

(別紙1)

教育・保育施設入所児童の保護者様

海外所得にかかる証明書兼申立書の提出について

本市の保育料は保護者の方の市民税額を元に決定をしており、毎年9月に算定する年度を切り替えて保育料を決定します。保護者様が海外に居住していた場合は、国内と海外での所得合計から1年間の市民税額を推定した上で保育料を決定しますが、海外での所得の金額が不明であるため、別紙の「海外所得にかかる証明書兼申立書」を提出していただく必要があります。

つきましては、お手数ですが用紙を記入し、勤務先の証明を受けた上で宝塚市保育事業課までご提出をお願いいたします。

なお、令和元年(2019年)10月から国による幼児教育・保育の無償化が始まりますが、延長保育料の算定や副食費の減免の可否の判定のため、提出をお願いします。

○記入にあたっての注意事項

- ・勤務先記入欄は、勤務先に前年中の給与についての証明を受けてください。

(給与の証明が必要な年)

保育料	証明が必要な年
平成30年9月から令和元年8月	→ 平成29年中
令和元年9月から令和2年8月	→ 平成30年中
令和2年9月から令和3年8月	→ 平成31年1月1日～令和元年12月31日
以降、1年ごとに加算してください。	

- ・海外所得の内容が把握できるものであれば、勤務先の所定の様式でも構いません。
- ・内容についての照会をする場合がありますので担当者氏名と連絡先は必ず記入を受けてください。
- ・保護者等記入欄は、勤務先から海外所得の内容証明を受けられない場合、又は勤務先から海外所得の内容証明を受けた給与以外に収入がある場合のみ、保護者等が記入してください。
- ・勤務先が海外の企業等で証明が困難である場合は、1年分の給与明細等と日本語訳を添付してください(コピー可)。
- ・海外所得を円換算した後、1年間の市民税額を推定し保育料を決定します。各種の税控除に該当するものがある場合は「所得からの各種控除の適用について」の項目に【○】を付けてください。ただし☆のついているものは支払いをした証明(例：生命保険会社の支払い証明書など)の添付がなければ適用できません。支払いの証明書などはホチキス止めをして提出してください。